

令和8年3月14日選挙時登録日現在選挙人名簿登録者数

投票区名	男	女	計
第1投票区	1,774	1,472	3,246
第2投票区	1,521	1,458	2,979
第3投票区	2,069	1,945	4,014
第4投票区	1,868	1,881	3,749
第5投票区	3,021	3,197	6,218
第6投票区	2,175	2,320	4,495
第7投票区	1,165	1,158	2,323
第8投票区	1,994	1,936	3,930
第9投票区	3,195	3,240	6,435
第10投票区	2,750	2,845	5,595
第11投票区	1,998	2,121	4,119
第12投票区	2,760	2,779	5,539
第13投票区	3,401	3,367	6,768
第14投票区	3,146	3,005	6,151
第15投票区	2,500	2,460	4,960
第16投票区	2,552	2,465	5,017
第17投票区	2,234	1,969	4,203
第18投票区	1,530	1,447	2,977
第19投票区	2,416	2,105	4,521
第20投票区	1,403	1,219	2,622
第21投票区	3,097	2,833	5,930
第22投票区	2,715	2,571	5,286
第23投票区	2,506	2,444	4,950
第24投票区	3,423	3,370	6,793
計	57,213	55,607	112,820
地方自治法第74条第1項【条例制定改廃】及び地方自治法第75条第1項【監査請求】並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項【合併協議会の設置請求】第5条第1項における選挙権を有する者の総数の50分の1の数			2,257
地方自治法第76条第1項【議会の解散請求】、第80条第1項【議員の解職請求】、第81条第1項【長の解職請求】及び第86条第1項【主要公務員の解職請求】並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項【教育委員の解職請求】における選挙権を有する者の総数の3分の1の数			37,607
市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項【合併協議会の設置請求】及び第5条第15項【同一請求関係市町村での合併協議会設置協議についての投票の請求】における選挙権を有する者の総数の6分の1の数			18,804